官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通一〇二二）　一
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同一〇二三）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇二四）　二
○水先人に免許を与えた件（同一〇二五）　三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二〇六）　三
〔国会事項〕　三
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）
登録漁ろう操船講習機関の登録事項の変更に関する公示（同）
法務
公証人任免（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一四）
除籍が滅失した件（同一一五）

〔公告〕
諸事項
官庁
公示送達関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
特殊法人等
石炭鉱業年金基金清算人就任関係
会社その他
石炭鉱業年金基金清算人就任関係

その他告示

○国土交通省告示第千二十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるＴＡＣ株式会社から代表者の氏名等を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	多田　敏男
変更後	齋藤　智記

二　役員の氏名の変更

変更前	多田　敏男、近藤　康夫、高橋　敦、猪野　川　樹、干潟　貴未、野中　将二、齋藤　裕、原口　知記、阿部　茂雄、池上　玄、原口　弘香、健、丹羽　厚太郎、町田
変更後	齋藤　智記、近藤　康夫、高橋　敦、猪野　川　樹、干潟　貴未、野中　将二、齋藤　裕、原口　健

三　変更の年月日　令和八年六月二十四日

○国土交通省告示第千二十三号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関であるＴＡＣ株式会社から代表者の氏名を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	多田　敏男
変更後	齋藤　智記

二　変更する年月日　令和八年六月二十四日

○国土交通省告示第千二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
夏栗谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県豊岡市日高町夏栗
字見田　六八五番　一号及び二号
七一五番　三号
地先道路敷
七一四番　七号
七〇九番　八号
六九一番　十号
六九〇番　十一号
字八坂山　一四六番二　四号から六号まで
字秋葉山　一二四番　九号
一一三番　十二号
一一〇番　十三号から十五号まで
一〇九番　十六号から十八号まで
一〇八番　十九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大戈川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
兵庫県朝来市多々良木の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を平成二十九年国土交通省告示第八百六十九号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、五点から二十九点までを順次結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 14′ 30.4272″	134° 49′ 07.1233″
2	35° 14′ 26.1691″	134° 49′ 08.2579″
3	35° 14′ 23.0503″	134° 49′ 05.9252″
4	35° 14′ 22.6023″	134° 49′ 05.4649″
5	35° 14′ 19.2295″	134° 48′ 58.2872″